

○富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第165号

改正 平成17年9月30日富山市規則第300号

平成26年3月31日富山市規則第29号

平成27年9月25日富山市規則第90号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例（平成17年富山市条例第189号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用対象業種)

第2条 条例第3条の市長が特に認める業種は、次に掲げるものとする。

- (1) 機械修理業
- (2) 産業用設備洗浄業
- (3) 非破壊検査業
- (4) 機械設計業
- (5) エンジニアリング業

(使用承認の申請)

第3条 条例第5条第1項の承認を受けようとする者は、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地作業棟使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 勤務し、若しくは勤務していた企業又は取引企業からの推せん書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、作業棟の使用を承認したときは、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地作業棟使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用の承認期間の更新)

第4条 使用者は、条例第6条ただし書の規定により使用の承認期間の

更新を受けようとするときは、あらかじめ、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地作業棟使用承認期間更新申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、使用の承認期間の更新を承認したときは、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地作業棟使用承認期間更新承認書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用料の納付）

第5条 作業棟の使用料は、当月分を毎月末日までに納付しなければならない。

（軽易な修繕）

第6条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽易な修繕は、破損ガラスの取替等の修繕及び給水栓、機械設備用電気設備その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕とする。

（届出）

第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所等に変更があったとき。
- (2) 業種を変更しようとするとき。
- (3) 作業棟の使用を15日以上休止しようとするとき。
- (4) 使用の承認期間の中途において作業棟の使用を終了しようとするとき。
- (5) 企業団地の施設を損傷し、又は滅失したとき。

（検査）

第8条 使用者は、条例第13条の規定により作業棟を返還しようとするときは、あらかじめ、条例第2条の2に規定する指定管理者の検査を受けなければならない。

（委員会）

第9条 条例第15条に規定する委員会に委員長及び副委員長を置き、

委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、商工労働部工業政策課において処理する。

(細則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市ハイテク・ミニ企業団地条例施行規則（昭和61年富山市規則第43号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市規則第300号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日富山市規則第29号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定（「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。）及び様式第3号の改正規定（「あて先」を「宛先」に改める部分に限る。）は、公

布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 25 日 富山市規則第 90 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地作業棟使用承認申請書

年 月

(宛先)富山市長

申請者 住 所
氏 名

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地作業棟の使用の承認を受けたいので、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 使用の承認を受ける期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 申請者の現況、設備計画、資金調達計画等
別紙のとおり
- 3 添付書類

様式第2号(第3条関係)

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地作業棟使用承認書

第
年 月

様

富山市長

年 月 日付けで申請のあった富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地
使用については、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例第5条第1項の規定に
のとおり承認します。

記

1 使用作業棟

2 使用の承認期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 承認の条件

- (1) 富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例及び富山市四方チャレンジ・
団地条例施行規則の規定を遵守すること。
- (2) 職員が使用作業棟について実地調査をしたときは、これに協力するとと
料の提出若しくは報告を求め、又は使用に関し指示をしたときは、その
じ、又はその指示に従うこと。

様式第3号(第4条関係)

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地作業棟使用承認期間更新申請書

年 月

(宛先)富山市長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け富山市指令第 号で使用の承認を受けた作業棟に
のとおりに使用の承認期間の更新を受けたいので、富山市四方チャレンジ・ミニ企
業例第6条ただし書の規定により、次のとおりに申請します。

記

1 更新を受ける期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 申請者の現況等 別紙のとおり

様式第4号(第4条関係)

富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地作業棟使用承認期間更新承認書

第
年 月

様

富山市長

年 月 日付けで申請のあった使用の承認期間の更新については、富山チャレンジ・ミニ企業団地条例第6条ただし書の規定により、次のとおり承認します。

記

1 更新期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 承認の条件

- (1) 富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例及び富山市四方チャレンジ・団地条例施行規則の規定を遵守すること。
- (2) 職員が使用作業棟について実地調査をしたときは、これに協力するとともに料の提出若しくは報告を求め、又は使用に関し指示をしたときは、その旨、又はその指示に従うこと。

様式第 1 号 (第 3 条 関係)

様式第 2 号 (第 3 条 関係)

様式第 3 号 (第 4 条 関係)

様式第 4 号 (第 4 条 関係)